



関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (案) について

令和 6 年 1 月 25 日

本 部 事 務 局

1 趣 旨

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

育児休業中の会計年度任用職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある者に対し、勤勉手当を支給することとする規定を新設する。

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

4 条例改正案

別紙のとおり

5 今後の予定

令和 6 年 3 月 2 日 広域連合議会に条例案提出

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「期末手当等」を「期末手当」に改め、同条中「(以下「基準日」という。)」を削り、「基準日以前」を「当該基準日以前」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給）

第10条の2 会計年度任用職員給与条例第24条の2第1項に規定する基準日に育児休業をしている会計年度任用職員（会計年度任用職員給与条例第7条の2第1項の規定により勤勉手当の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員を含み、別に定める者を除く。）のうち、当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある会計年度任用職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（案）

改正後	現 行
第1条～第9条 省略 （育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当__の支給） 第10条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第1号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第22条第1項に規定する基準日_____に育児休業をしている会計年度任用職員（会計年度任用職員給与条例第7条第1項の規定により準用するパートタイム会計年度任用職員を含み、別に定める者を除く。）のうち、<u>当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間</u>（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある会計年度任用職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 （育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給） <u>第10条の2 会計年度任用職員給与条例第24条の2第1項に規定する基準日に育児休業をしている会計年度任用職員（会計年度任用職員給与条例第7条の2第1項の規定により勤勉手当の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員を含み、別に定める者を除く。）のうち、当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある会計年度任用職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u> 第11条以下 省略	第1条～第9条 省略 （育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当等の支給） 第10条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第1号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第22条第1項に規定する基準日<u>（以下「基準日」という。）</u>に育児休業をしている会計年度任用職員（会計年度任用職員給与条例第7条第1項の規定により準用するパートタイム会計年度任用職員を含み、別に定める者を除く。）のうち、<u>_____基準日以前6月以内の期間において勤務した期間</u>（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある会計年度任用職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 （新設） 第11条以下 省略